

ぎ装員に関する訓令を次のように定める。

昭和30年7月11日

防衛庁長官 杉原 荒太

ぎ装員に関する訓令

第1条 新造自衛艦のぎ装に関する事務に従事させるため、次の職員を置く。

ぎ装員長

ぎ装員

第2条 ぎ装員長は、次条に規定する事務については、海上幕僚長の命を受け、その他の事務については、地方総監の命を受け、ぎ装に関する事務を統括する。

第3条 ぎ装員長は、監督官等と連絡を保ち、次の事務をつかさどる。

- (1) 装備品等の整備に関すること。
- (2) ぎ装に関する調査及び研究に関すること。

第4条 ぎ装員は、ぎ装員長の命を受け、服務するものとする。

第5条 ぎ装員長は、艦長又は艇長に、ぎ装員は、自衛艦の乗員に準じ、服務するものとする。

第6条 ぎ装員長は、ぎ装についての船体、機関、装備等に関し、計画変更の必要を認めた場合には、監督官等と協議するものとする。この場合、ぎ装員長は、特に重要と認めた事項については、海上幕僚長に具申しなければならない。

第7条 この訓令に定めるもののほか、ぎ装に関し必要な事項は、海上幕僚長が定める。

附 則

この訓令は、昭和30年7月11日から施行する。

附 則 (昭和35年4月30日海上自衛隊訓令第18号護衛隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第13条)

この訓令は、昭和35年5月1日から施行する。